

第60回施設・研修等分科会における審議の結果報告 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第206回官民競争入札等監理委員会（平成29年12月19日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議され、施設・研修等分科会においてヒアリングを実施する事業が決められた。これを受け、第60回施設・研修等分科会（平成30年2月6日）において、「予算編成支援システムの維持管理」（財務省）に関し審議（ヒアリング）を行った。概要は以下のとおりである。

1. ヒアリングの内容等

財務省から、当該業務の概要や自主的な調達改善の取組等について説明があり、一者応札の克服に向けて積極的な改善取組を実施していることが確認された。これを受けて、委員から以下のような質問・意見があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 新規事業者の応札が可能となるように、具体的な業務の内容や進め方に関する情報を可能な限り開示していくことが重要である。さらに、当該情報の開示後、これを基に事業者が勉強して事業内容を理解し応札が可能となるため、十分な期間が必要である。
- (2) 次期事業受託者が満足する内容の事業の引継ぎを受けられることができるように、発注者である財務省が保証する姿勢を仕様書に反映すべきである。
- (3) 今後の対策として「引継期間や引継方法の仕様書への明記」と「引継ぎに必要な情報の整備と提供」を挙げているが、これらをセットで実施することにより更なる業務の見える化を図ってほしい。
- (4) 調達の競争性向上に係る資料提供依頼（RFI）を実施し、入札の可能性について事業者とディスカッションを行う機会を設けることは重要であり、継続的に取り組んでもらいたい。
- (5) 分割発注や複数年契約を行う場合の障壁に関して説明があったが、これらの競争性改善に向けた取組の検討に当たっては、現行の法制度の中で対応可能な方法を探り続けることが基本であるが、場合によっては制度的な変更も視野に入れて、引き続き検討してほしい。

2. ヒアリングを受けた事業主体の対応

財務省からは、予算編成作業に支障がないようシステムを安定稼働させることを前提として、委員からの指摘を踏まえつつ、競争性改善に向けて更なる自主的な取組を行う意向が示された。

3. 結論

財務省における取組体制が評価できること、また、委員からの指摘を含めた競争性改善に向けた問題意識を共有した上で、財務省においてシステムの安定稼働を確保しつつ競争性改善に向けた更なる取組を行う意向が確認されたことから、本業務を改善要請対象から除外することとした。